

師崎小学校PTA規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、南知多町立師崎小学校PTAと称し、事務所を師崎小学校に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉増進につとめる。
2. 会員相互の親睦をはかり、教養を高める。
3. 学校の教育的環境の整備をはかる。
4. その他、この会の目的達成に必要な事項。

(性格)

第3条 本会は、教育を本旨とする非営利的、非宗教的、非政党的な団体として活動する。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本校に在籍する児童の父母又は保護者及び職員
2. 特別会員 本会の目的に賛同し、入会を希望する者。

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 父母
2. 副会長 2名 父母各1名
3. 書記 2名 父母・教師
4. 会計 2名 父母・教師
5. 会計監査 2名 父母

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、会長の命を受けて事務を処理する。
4. 会計は、会長の命を受けて会計事務を司る。
5. 会計監査は、会長の命を受けて会計事務を監査する。

(役員、委員、部長の選出と任期)

第7条 役員、委員、部長の選出方法と任期は、次のとおりとする。

1. 会長は、前年度役員で協議し、前年度会長が委嘱し、総会の承認を受ける。
2. 副会長(母代)は、委員会で互選し、総会の承認を受ける。
3. 副会長、書記、会計、会計監査は、会長が指名し、委員会の承認を得る。
4. 委員は、別に定める方法によって選出する。
5. 部長は、委員の推薦により、会長が委嘱する。
6. 役員、委員、部長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総 会 年1回以上会長がこれを召集し、次のことを決める。
役員承認、事業並びに予算、決算の審議決定、その他の重要事項
2. 役員会 会長がこれを召集し、次のことを行う。
委員会提出事項の企画、緊急事項の審議、その他
3. 委員会 会長がこれを召集し、次のことを行う。
総会提出事項及び委員事項、当面の問題事項の処理、内規の決定、その他
4. 部 会 部長がこれを召集し、次のことを行う。
部に関する事項

本校職員は、役員会、委員会、部会に加わることができる。

(定 足 数)

第9条 本会の会議は、2分の1以上を定足数とし、出席者の過半数で決める。

(経 費)

第10条 本会の経費は、次のとおりとする。

1. 会 費
2. 寄 付
3. その他の収入

(会 費)

第11条 会員は、会費を納めなければならない。会費は、総会で決める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(規約改正)

第13条 本会の規約は、総会において出席総数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付 則

1. この規約は、昭和45年4月16日より実施する。
2. この規約は、平成元年4月19日に一部を改正する。
3. この規約は、平成24年4月20日に一部を改正する。
4. 内規は、委員会において別に定める。

P T A 委 員 ・ 役 員 選 出 に 関 す る 内 規

師崎小学校 P T A

1 委員選出について

(1) 定員数

学年児童数が12名以上の時は委員男女各1名とする。12名未満の場合は、男女いずれか1名を委員とする。会長は選挙によらず選挙前に前P T A会長が指名し、学年委員の外とする。

(2) 委員は、1名の児童に対し、父親委員、母親委員をいずれか1回のみとする。

(3) 投票名簿は、学級保護者全員とする。

但し、次の者は学年委員より免除する。

① 前年度までの学年委員経験者

※夫婦いずれかが当該児童の委員をした場合は、以後その児童に対しては免除とする。

② 会長・母親代表経験者、新会長

③ 2年連続の委員(3年連続はしない)

④ 新年度保育所保護者会役員

(4) 複数学年で選出された場合は、上の学年を優先させる。

2 役員の選出について

(1) 会長は、前年度P T A会長が選挙によらず指名する。

(2) 母親代表は、新委員の中から互選する。

(3) 副会長、書記、会計は、新委員の中から会長が指名する。

(4) 役員は二期連続ではない。

3 その他

(1) 新1年の投票用紙配布及び回収は、常任委員さんまたは保育所に依頼する。

但し、兄弟姉妹が在学している家庭には、児童を通して配布・回収を行う。

(2) このP T A委員選出に関する内規に問題が生じたときは、役員会で審議し、委員会の承認のもとに変更する。

(3) この内規は、平成12年度の委員選出、及び役員選出より適用する。

この内規は、平成17年度の委員選出、及び役員選出より1年間適用する。

この内規は、平成18年度の委員選出、及び役員選出より1年間適用する。

この内規は、平成19年度の委員選出、及び役員選出より1年間適用する。

この内規は、平成20年度の委員選出、及び役員選出より適用する。

この内規は、平成22年度の委員選出、及び役員選出より適用する。

この内規は、平成25年度の委員選出、及び役員選出より適用する。

この内規は、平成28年度の委員選出、及び役員選出より適用する。